

宅建朝から1問 宅建業法 守秘義務 宅建 R01-27-ウ<<#907>>

【問】正誤をつけよ。

宅地建物取引業者は、いかなる理由があっても、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

【答え】誤り

<<ポイント1>> 秘密を守る義務【宅建★入門】

宅地建物取引業者は、**正当な理由がある場合**でなければ、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。宅地建物取引業を**営まなくなつた後**であつても、また同様とする。

<<ポイント2>> 宅地建物取引業者の使用人等の秘密を守る義務【宅建★入門】

宅地建物取引業者の**使用人その他の従業者**は、**正当な理由がある場合**でなければ、宅地建物取引業の業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。宅地建物取引業者の**使用人その他の従業者でなくなつた後**であつても、また同様とする。

- ⇒ 正当な理由とは、裁判の証人・税務署の質問検査、本人の承諾など
- ⇒ 業者、従業者とも、**罰則あり**（50万円以下の罰金）

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解を深めたい ⇒ 「宅建基幹講座」インプット講座

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建これだけで合格セット」上記2講座のセット

<https://shibuyakai.com/>